

令和4年12月16日

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙は、これを削る。

改 正 後	改 正 前
官民人事交流法第8条関係 <u>1</u> この条の第2項の規定による	官民人事交流法第8条関係 この条の第2項の規定による人

人事院の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を人事院事務総長に提出することにより行うものとする。

一～五 (略)

2 この条の第2項の規定により

交流派遣の期間を延長する場合において、当該期間を交流派遣をした日から引き続き3年を超えない範囲内で延長するとき
は、当該期間の延長について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

3 任命権者は、前項の規定によ

り交流派遣の期間の延長についてこの条の第2項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を人事院事務総長に提出するものとする。

一 交流派遣職員の氏名並びに派遣先企業の名称及び派遣先企業における地位

二 延長を必要とする理由

事院の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を人事院事務総長に提出することにより行うものとする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

三 現に従事している業務の内容
容

四 交流派遣の年月日

五 延長予定期間

官民人事交流法第19条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第5項ただし書の規定により任期を更新する場合において、当該任期を交流採用をした日から引き続き3年を超えない範囲内で更新するときは、当該任期の更新について同項ただし書の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

官民人事交流法第19条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第5項ただし書の規定により任期を更新する場合において、当該任期を交流採用をした日から引き続き3年を超えない範囲内で更新するときは、当該任期の更新について同項ただし書の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、任命権者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を人事院事務総長に提出するものとする。

一 交流採用職員の氏名及び官職名（職務の級及び所属部課名）

二 更新を必要とする理由

三 現に従事している職務の内容

四 交流採用の年月日

(削る)

3 任命権者は、前項の規定によ
り交流採用に係る任期の更新に
ついてこの条の第5項ただし書
の規定による人事院の承認が
あったものとして取り扱った場
合には、遅滞なく、次に掲げる
事項を記載した書類を人事院事
務総長に提出するものとする。

一 交流採用職員の氏名及び官
職名（職務の級及び所属部課
名）

二 更新を必要とする理由

三 現に従事している職務の内
容

四 交流採用の年月日

五 更新期間

官民人事交流法第23条関係

この条の第1項の規定による人事院への報告は、毎年1月末日までに、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を人事院事務総長に提出することにより行うものとする。

一 前年に交流派遣職員であった者に関する報告 当該者ごとに

五 更新期間

(新設)

官民人事交流法第23条関係

この条の第1項の規定による人事院への報告は、毎年1月末日までに、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を人事院事務総長に提出することにより行うものとする。

一 前年に交流派遣職員であった者に関する報告 別紙1の様式

<p><u>次に掲げる事項を記載した書類</u></p>	<p><u>による報告書</u></p>
<p>(1) <u>交流派遣に係る官民人事交流法第7条第2項の規定による書類の提出の時に占めていた官職（当該者が国際機関に派遣されていたこと等の事情によりその占めていた官職の職務に従事していなかった場合は、あわせて、派遣先の機関名等）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>派遣先企業の名称</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>前年に占めていた派遣先企業における地位及び業務内容（前年に地位又は業務内容の変更があった場合は、占めていた期間ごとの地位及び業務内容）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>交流派遣の期間</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) <u>(1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>二 3年前の年の1月1日から前年の12月31日までの間に交流派遣から職務に復帰した者に関する報告 <u>当該者ごとに次に掲げる事項を記載した書類及び当該者の前年末における人事記</u></p>	<p>二 3年前の年の1月1日から前年の12月31日までの間に交流派遣から職務に復帰した職員に関する報告 <u>別紙2の様式による報告書及び当該者の前年末における人事記録の写し</u></p>

録の写し	
(1) <u>前年において当該者が国際機関に派遣されている等の事情によりその占める官職の職務に従事していない場合における派遣先等の機関名</u>	(新設)
(2) <u>前年において国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第20条の規定により退職手当の支給を受けずに退職した場合における退職後に就いた機関等の名称</u>	(新設)
(3) <u>派遣先企業の名称</u>	(新設)
(4) <u>復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位及び業務内容</u>	(新設)
(5) <u>(1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる事項</u>	(新設)
三 <u>前年に交流採用職員であった者に関する報告 当該者ごとに次に掲げる事項を記載した書類及び当該者の前年末における人事記録の写し</u>	三 前年に交流採用職員であった者に関する報告 <u>別紙3の様式による報告書</u>
(1) <u>交流元企業の名称及び事業内容</u>	(新設)
(2) <u>交流採用をされた日の直前</u>	(新設)

に交流元企業において占めていた地位（官民人事交流法第2条第4項第2号に係る交流採用にあっては、当該者が交流元企業において占めている地位）

(3) 前年に占めていた官職の職務内容

(新設)

(4) 交流採用に係る任期（当初の交流採用に係る任期に変更があった場合にあっては、変更後の任期）

(新設)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる事項

(新設)

規則第4条関係

この条の第16号に掲げる「一般社団法人及び一般財団法人」には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に定める公益社団法人及び同条第2号に定める公益財団法人が含まれる。

規則第4条関係

この条の第13号に掲げる「一般社団法人及び一般財団法人」には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に定める公益社団法人及び同条第2号に定める公益財団法人が含まれる。

規則第7条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第1号の人事院の定

規則第7条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第1号の人事院の定

める不利益処分は、人事交流を行おうとする民間企業の業務に係る次に掲げる処分（第4号に掲げる処分については、交流派遣に係る職員が当該民間企業において従事することとなる事務が経理に関するものである場合及び交流採用に係る者が交流採用をしようとする日前1年以内に当該民間企業において従事していた事務が経理に関するものである場合に限る。）その他これらに類する処分とする。

一～五 （略）

規則第13条関係

1 この条の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一 会計検査院事務総局の課

二 人事院事務総局の局、課（公務員研修所、地方事務局又は沖縄事務所に置かれるものを除く。）、公務員研修所、地方事務局又は沖縄事務

める不利益処分は、民間企業の業務に係る次に掲げる処分（第4号に掲げる処分については、交流派遣に係る職員が当該民間企業において従事することとなる事務が経理に関するものである場合及び交流採用に係る者が交流採用をしようとする日前2年以内に当該民間企業において従事していた事務が経理に関するものである場合に限る。）その他これらに類する処分とする。

一～五 （略）

規則第13条関係

この条の人事院が定める国の機関に置かれる部局等は、次に掲げるものとする。

一 この条に規定する本省庁の局等又は最高検察庁に置かれる部若しくは事務局

二 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条若しくは第54条若しくは宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項又は国家行政組織法第

所

三 最高検察庁に置かれる部又は事務局

四 国家行政組織法第7条第5項に規定する実施庁又は原子力規制庁に政令の定める数の範囲内において置かれる部局等

五 国税不服審判所の支部

六 国土地理院の地方測量部又は沖縄支所

七 海難審判所の地方海難審判

8条に規定する部局等

三 内閣府設置法第39条若しくは第55条若しくは宮内庁法第16条第2項若しくは国家行政組織法第8条の2に規定する部局等（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（第16号において「刑務所等」という。）を除く。）、公務員研修所、警察大学校、科学警察研究所又は皇宮警察本部

四 内閣府設置法第40条若しくは第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）又は国家行政組織法第8条の3に規定する部局等（警察庁、検察庁、在外公館、国税不服審判所、国土地理院及び海難審判所を除く。）

五 在外公館のうち、所在国を同一にするもの（政府代表部を除く。）又は各政府代表部

六 国税不服審判所（支部を除く。）又はその各支部

七 国土地理院（地方測量部及び

所

八 統括官、審議官、参事官その他の局長、部長若しくは課長に準ずる職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織であつて、法律又は政令の規定により国の機関に置かれる部局等に相当すると認められるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

沖縄支所を除く。)、各地方測量部又はその沖縄支所

八 海難審判所（地方海難審判所を除く。）又は各地方海難審判所

九 人事院の各地方事務局又は沖縄事務所

十 内閣府沖縄総合事務局

十一 宮内庁京都事務所

十二 公正取引委員会の各地方事務所

十三 警察庁の各管区警察局又は東京都警察情報通信部若しくは北海道警察情報通信部

十四 復興庁の各復興局

十五 総務省の各管区行政評価局、各総合通信局、沖縄行政評価事務所又は沖縄総合通信事務所

十六 法務省の各矯正管区（その

	<u>管轄区域内の刑務所等を含む。）、各地方更生保護委員会</u> <u>（その管轄区域内の保護観察所を含む。）又は各法務局（その管轄区域内の地方法務局を含む。）</u>
(削る)	<u>十七 各高等検察庁（その高等検察庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁を含む。）</u>
(削る)	<u>十八 出入国在留管理庁の各地方出入国在留管理局</u>
(削る)	<u>十九 公安調査庁の各公安調査局</u>
(削る)	<u>二十 財務省の各財務局又は各税関若しくは沖縄地区税関</u>
(削る)	<u>二十一 国税庁の各国税局又は沖縄国税事務所</u>
(削る)	<u>二十二 厚生労働省の各地方厚生局又は各都道府県労働局</u>
(削る)	<u>二十三 中央労働委員会の各地方事務所</u>
(削る)	<u>二十四 農林水産省の各地方農政局又は北海道農政事務所</u>
(削る)	<u>二十五 林野庁の各森林管理局</u>
(削る)	<u>二十六 水産庁の各漁業調整事務所</u>

(削る)

二十七 経済産業省の各経済産業局、各産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所

(削る)

二十八 国土交通省の各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、各地方航空局又は各航空交通管制部

(削る)

二十九 気象庁の各管区気象台又は沖縄気象台

(削る)

三十 海上保安庁の各管区海上保安本部

(削る)

三十一 環境省の各地方環境事務所

2 この条の「上級の職員」とは、例えば、この条の「本省庁の課相当部局等」を置く局長の局長、部長等、当該局の所掌事務の一部を総括整理する職等をいう。

(新設)

規則第31条関係

規則第31条関係

1 この条の第1項の規定により提出する書類には、次に掲げる資料を添付するものとする。

1 この条の第1項の規定により提出する書類には、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 (略)

一 (略)

二 この条の第1項第1号二、へ及びト並びに第3号に掲げ

二 派遣先予定企業の定款、組織図、営業報告書その他当該

る事項に係る当該書類の記載
内容を派遣先予定企業が確認
したことを証する書面

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 前2号に掲げるもののほか、
参考となる資料

2・3 (略)

4 この条の第1項第3号並びに
第2項第2号及び第3号の「交
流派遣をしようとする日前5年
間に係るそれぞれの年度」と
は、交流派遣をしようとする日

派遣先予定企業が現に行って
いる事業内容を明らかにする
資料

三 交流派遣予定職員を就かせ
ようとする派遣先予定企業に
おける地位及び業務内容を証
明する当該派遣先予定企業の
文書

四 就業規則、賃金に関する規
程その他派遣先予定企業にお
ける労働条件及び福利厚生に
関する資料

五 派遣先予定企業が交流派遣
予定職員に支給しようとする
初任給月額を証明する当該派
遣先予定企業の文書

六 官民人事交流法第7条第2
項の同意に係る文書の写し

七 前各号に掲げるもののほか、
参考となる資料

2・3 (略)

(新設)

から5年遡った日の属する年度から当該交流派遣をしようとする日の前日の属する年度までのそれぞれの年度（同日の属する年度にあつては、当該年度の初日から当該交流派遣をしようとする日の前日までの期間に限る。）をいう。

5 （略）

（削る）

規則第34条関係

1 この条の第1項の規定による人事院の認定の申請は、同項に規定する計画の変更に係る事項を記載した書類の提出により行うものとする。この場合におい

4 （略）

5 この条の第2項第2号及び第3号の「交流派遣をしようとする日前5年間に係るそれぞれの年度」とは、交流派遣をしようとする日から5年遡った日の属する年度から当該交流派遣をしようとする日の前日の属する年度までのそれぞれの年度（同日の属する年度にあつては、当該年度の初日から同日までの期間に限る。）をいう。

規則第34条関係

1 この条第1項の規定による人事院の認定の申請は、同項に規定する計画の変更に係る事項を記載した書類の提出により行うものとする。

て、当該計画の変更が、交流派遣をした日から引き続き3年を超えるものとなる交流派遣の期間の延長に係るものであるときは、官民人事交流法第8条第2項の規定による承認の申請のための書類の提出をもって、この項に規定する書類の提出とみなす。

2 この条の第1項の規定により

(新設)

交流派遣の実施に関する計画を変更する場合において、当該計画の変更が、派遣先企業の変更（新たに所管関係が生じないものに限る。）、派遣先企業における地位の変更（当該派遣先企業における業務内容の変更を伴うものを除く。）又は交流派遣の期間の変更（交流派遣をした日から引き続き3年を超えるものとなる交流派遣の期間の延長を除く。）に係るものであるときは、当該計画の変更についてこの条の第1項の規定による人事院の認定があったものとして取り扱うことができる。

3 任命権者は、前項の規定により交流派遣の実施に関する計画の変更についてこの条の第1項の規定による人事院の認定があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、当該計画の変更に係る事項を記載した書類を人事院事務総長に提出するものとする。この場合において、当該計画の変更が、交流派遣の期間の延長に係るものであるときは、官民人事交流法第8条関係第2項の規定により取り扱った場合における同条関係第3項の規定による書類の提出をもって、この項に規定する書類の提出とみなす。

4 この条の第1項ただし書の規定による交流派遣職員の同意は、文書により行うものとする。この場合において、任命権者は、遅滞なく、当該文書の写しを人事院事務総長に提出するものとする。

規則第42条関係

1 この条の第1項の規定により

(新設)

2 この条第1項の規定による交流派遣職員の同意は、文書により行うものとする。この場合において、任命権者は、当該文書の写しを前項の書類と併せて人事院事務総長に提出するものとする。

規則第42条関係

1 この条の第1項の規定により

提出する書類には、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 この条の第1項第1号ロ、ハ、ニ及びチ並びに第3号に掲げる事項に係る当該書類の記載内容を所属企業が確認したことを証する書面

(削る)

(削る)

(削る)

二 (略)

三 前2号に掲げるもののほか、参考となる資料

2・3 (略)

4 この条の第1項第3号及び第2項第2号の「交流採用をしようとする日前5年間に係るそれぞれの年度」とは、交流採用をしようとする日から5年遡った

提出する書類には、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 交流採用予定者の履歴書

二 交流採用予定者の所属企業における職務経歴を証明する当該所属企業の文書

三 所属企業の定款、組織図、営業報告書その他当該所属企業が現に行っている事業内容を明らかにする資料

四 交流採用予定者に係る官職の職務内容を明らかにする文書

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

2・3 (略)

(新設)

日の属する年度から当該交流採用をしようとする日の前日の属する年度までのそれぞれの年度（同日の属する年度にあっては、当該年度の初日から当該交流採用をしようとする日の前日までの期間に限る。）をいう。

5 （略）

（削る）

6 この条の第2項第3号の「当該5年間において当該交流採用予定者が当該部門に所属していたそれぞれの年度」とは、交流採用をしようとする日から5年遡った日の属する年度から当該交流採用をしようとする日の前

4 （略）

5 この条の第2項第2号の「交流採用をしようとする日前5年間に係るそれぞれの年度」とは、交流採用をしようとする日から5年遡った日の属する年度から当該交流採用をしようとする日の前日の属する年度までのそれぞれの年度（同日の属する年度にあっては、当該年度の初日から同日までの期間に限る。）をいう。

6 この条の第2項第3号の「当該5年間において当該交流採用予定者が当該部門に所属していたそれぞれの年度」とは、交流採用をしようとする日から5年遡った日の属する年度から当該交流採用をしようとする日の前

日の属する年度までの年度のうち、交流採用予定者の所属していた部門に当該交流採用予定者が所属していたそれぞれの年度（同日の属する年度にあっては、当該年度の初日から当該交流採用をしようとする日の前日までの期間に限る。）をいう。

規則第44条関係

- 1 この条に規定する計画の変更のために同条の規定により書類を提出する場合において、当該計画の変更が、交流採用をした日から引き続き3年を超えるものとなる任期の更新に係るものであるときは、官民人事交流法第19条第5項ただし書の規定による承認の申請のための書類の提出をもって、この条に規定する書類の提出とみなす。
- 2 この条の規定により交流採用の実施に関する計画を変更する場合において、当該計画の変更が、交流元企業の名称の変更（新たに所管関係が生じないものに限る。）、交流元企業にお

日の属する年度までの年度のうち、交流採用予定者の所属していた部門に当該交流採用予定者が所属していたそれぞれの年度（同日の属する年度にあっては、当該年度の初日から同日までの期間に限る。）をいう。

規則第44条関係

(新設)

- 1 交流採用に係る任期中に当該交流採用の実施に関する計画を変更する必要が生じた場合において、当該変更に係る事項が官職の名称の変更（職務内容の変更を伴うものを除く。）又は任

ける地位の変更、官職の名称の変更（官職の職務内容の変更を伴うものを除く。）、同一の国の機関等に属する他の官職への昇任、降任若しくは併任（職務内容の変更が極めて軽微であり、かつ、新たに所管関係が生じない場合に限る。）、併任の解除又は任期の変更（交流採用をした日から引き続き3年を超えるものとなる任期の更新を除く。）に係るものであるときは、当該計画の変更についてこの条の規定による人事院の認定があったものとして取り扱うことができる。

3 任命権者は、前項の規定により交流採用の実施に関する計画の変更についてこの条の規定による人事院の認定があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、当該計画の変更に係る事項を記載した書類を人事院事務総長に提出するものとする。
この場合において、当該計画の変更が、任期の更新に係るもの

期の変更（交流採用をした日から引き続き3年を超える任期の更新を除く。）であるときは、当該変更についてこの条の規定による人事院の認定があったものとして取り扱うことができる。
この場合において、任命権者は、遅滞なく、当該変更に係る事項を記載した書類を人事院事務総長に提出するものとする。

2 交流採用に係る任期中に当該交流採用の実施に関する計画を変更する必要がある場合において、当該変更に係る事項が任期の更新であるときは、当該任期の更新が交流採用をした日から引き続き3年を超えるものであるときにあっては官民人事交流法第19条関係第1項の申請書をこの条の書類と、その他の

であるときは、第19条関係第2項の規定により取り扱った場合における同条関係第3項の規定による書類の提出をもって、この条に規定する書類の提出とみなす。

4 (略)

ときにあつては同関係第2項の書類を前項の書類とみなす。

3 (略)

(別紙を削る)

別紙 1		(枚のうち 枚目)				
前年に交流派遣職員であった者に関する報告書						
機関名 _____						
前年に交流派遣職員であった者の氏名						
派遣先企業	名 称					
	事 業 内 容					
前年に占めていた地位		(地位) (業務内容)				
当該職員がその交流派遣に係る官民人事交流法第7条第2項の規定による書類の提出の時に占めていた官職						
交 流 派 遣 の 期 間		自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
備 考						

注 1 「前年に占めていた地位」欄について、前年に地位の変更があった場合は、占めていた期間を付してそれぞれの地位及びその業務内容を記入する。

注 2 「当該職員がその交流派遣に係る官民人事交流法第7条第2項の規定による書類の提出の時に占めていた官職」欄について、その占めていた官職が「大臣官房付」等である場合は、併任の場合は併任先官職を、異動待機の場合はその直前の官職を、国際機関等への派遣、研究休職等の場合は、その派遣先等の機関名を併せて記入する。

注 3 「交流派遣の期間」欄について、当初の交流派遣の期間に変更があった場合は、変更後の期間を記入する。

(別紙を削る)

別紙2

(枚のうち 枚目)

3年前の年の1月1日から前年の12月31日までの間に
交流派遣から職務に復帰した職員に関する報告書

機関名 _____

交流派遣後職務に 復帰した職員の氏名		
復 帰 の 日		令和 年 月 日
前年に占めていた官職		(官職)
派遣先企業	名 称	
	事 業 内 容	
派遣先企業において 復帰の日の直前に 占めていた地位		(地位) (業務内容)
備 考		

注 「前年に占めていた官職」欄について

- ① 3年前の年に復帰した職員にあっては、その復帰の日から2年を経過する日までに占めていた官職を記入し、前年に官職の変更があった場合は、占めていた期間を付してそれぞれの官職を記入する。
- ② 前年に占めていた官職が「大臣官房付」等である場合は、併任の場合は併任先官職を、国際機関等への派遣、研究休職等の場合は、その派遣先等の機関名を併せて記入する。
- ③ 前年において国家公務員退職手当法第19条の規定により退職手当の支給を受けずに退職した場合は、その退職後に就いた機関等の名称も記入する。
- ④ 2年前の年の12月31日以前に離職し又は死亡したことにより職員としての身分を有していない場合は「なし」と記入する。ただし、当該離職が国家公務員退職手当法第19条の規定により退職手当の支給を受けずに退職したものであるときは、その退職後に就いた機関等の名称を記入する。

(別紙を削る)

別紙 3		(枚のうち 枚目)
前年に交流採用職員であった者に関する報告書		機関名 _____
前年に交流採用職員であった者の氏名		
前年に占めていた官職		(官職)
		(職務内容)
		俸給表 () 級 号俸
交流元企業	名 称	
	事 業 内 容	
交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位(官民人事交流法第2条第4項第2号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位)		
交流採用の任期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
備 考		

注1 「前年に占めていた官職」欄について、前年に官職の変更があった場合は、占めていた期間を付してそれぞれの官職及びその職務内容を記入する。

注2 「交流採用の任期」欄について、当初の交流採用の任期に変更があった場合は、変更後の任期を記入する。

以 上